

亀岡市工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準(令和5年4月改正)

※令和5年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものについて適用する。

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額

- ① 一般土木工事等については、予定価格の算出の基礎となった別表1に掲げる額の合計額とする。
- ② 一般土木工事等とは異なる特殊な積算体系を有する工事等については、別表2に掲げる額の合計額とする。

(2) 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で定める割合を予定価格に乘じて得た額

別表 1

一般土木工事	①直接工事費	×	0.97			合計額×1.10
	②共通仮設費	×	0.9			
	③現場管理費	×	0.9	×	α	
	④一般管理費等	×	0.68			

別表 2

工事の種類別		費目	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費等に 区分するもの			
土木	鋼橋上部工	鋼橋製作費 (工場製作)	直接工事費	間接労務費	工場管理費	一般管理費等			
	土木電気通信設備 工事	機器費 (工場製作)	機器費 ×0.6 (直接製作費)	機器費 ×0.1 (間接労務費)	機器費 ×0.2 (工場管理費)	機器費 ×0.1 (一般管理費等)			
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 機器間接費	一般管理費等			
	土木機械設備工事	機器費	直接製作費	間接労務費	工事管理費 設計技術費	一般管理費等			
工事費		直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費	一般管理費等				
建築	建築工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 ×0.1	一般管理費等			
	建築機械設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 ×0.1	一般管理費等			
	建築電気設備工事		直接工事費 ×0.9	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 ×0.1	一般管理費等			
	昇降機設備工事等、製造部門を持 つ専門工事企業対象工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 ×0.2	一般管理費等			
	建築に係る解体工事		直接工事費 ×0.8	共通仮設費	現場管理費 + 直接工事費 ×0.2	一般管理費等			
下水道等	下水道等工事 (機械設備工事) (電気設備工事)	機器費	機器費 ×0.6	機器費 ×0.1	機器費 ×0.2	機器費 ×0.1			
		工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費等			
最低制限価格基準価格			× 0.97	+	× 0.9	+	× 0.9 × α	+	× 0.68

- ◆ 最低制限価格の算定に際し、現場管理費については、現場条件を考慮して算出した補正係数 α を乗じて算定
補正係数 α は、「1.0」として運用
- ◆ 算定された値を参考に最低制限価格を決定